

管理者が定める防火対象物定期点検基準

平成15年4月1日告示第4号

消防法施行規則の一部を改正する省令(平成14年総務省令第105号)による改正後の消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「改正後の消防法施行規則」という。)第4条の2の6第1項第9号及び第4条の2の8第1項第4号の規定に基づき、管理者が定める防火対象物の点検基準を次のとおり定め、平成15年4月1日から施行する。ただし、改正後の消防法施行規則第4条の2の第1項第9号の規定に基づき管理者が定める防火対象物の点検基準については、平成15年10月1日から適用する。

記

島原地域広域市町村圏組合火災予防条例(昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第20号)第3章第1節、第2節及び第3節、第4章並びに第5章に規定する基準とする。